

# ディスクロージャー

レポート 2015



# TOKYO KOSEI SHI

## 経営理念

1. 世のため人のための金融に積極的に取り組みます。
2. 常に時代が求める新商品の提供に努め、金融機関の使命を果たします。
3. お客様と心の通い合う丁寧な応接・支援をいたします。

## Contents

- 1 ■ ごあいさつ
- 1 ■ 東京厚生信用組合の概要
- 2 ■ 役員・組織図
- 3 ■ 当組合の沿革
- 4 ■ 地域貢献活動
- 5 ■ コンプライアンス体制とリスク管理体制
- 6 ■ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況
- 7 ■ 苦情処理措置及び紛争解決措置について
- 8 ■ 平成26年度 業績と経営内容
- 18 ■ 自己資本の充実の状況
- 24 ■ リスク管理債権について
- 25 ■ 総代会について
- 27 ■ 業務のご案内

# NYO KUMIAI

## ごあいさつ

平素より、当組合の業務に関しましては、格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

この度、当組合の第62期（平成26年度）の業務内容ならびに経営の状況等を取りまとめたディスクロージャー誌を作成いたしましたので、ご高覧頂ければ幸いに存じます。

当組合は業域信用組合として医療・福祉・環境衛生の事業者の皆様のご要望にお応えするとともに、地域のお客様のニーズに合ったサービスを提供してまいりましたが、これまで以上に良質な金融サービスを提供していくためには、盤石な財務基盤を構築することが重要と考え、平成26年3月末に金融機能強化法に基づく資本支援を受け、自己資本の充実を図りました。

平成26年度は、この資本支援に際し策定いたしました「経営強化計画」に基づき、貸出業務拡大による収益力の強化、経営効率化、経営管理態勢の強化等に努めてまいりましたが、厳しい経営環境の中で、業容の拡大の面では十分な成果を上げることができませんでした。

しかしながら、収益面においては、営業収益の減少を営業経費の削減でカバーすることができ、5年ぶりの黒字決算になるとともに、経営強化計画で想定した配当可能収益を確保することができましたので、出資配当も行うことができました。

今後につきましても、資本増強による財務基盤の強化を背景として、引き続き金融機能強化法の趣旨である中小規模事業者等に対する安定的かつ円滑な資金供与の維持・拡大、経営改善等に対するコンサルティング能力の発揮に努めるとともに、経営基盤のさらなる強化と持続的成長の為に諸施策に役職員一丸となって取り組んでまいります。

今後とも、変わらないご支援、ご愛顧の程よろしくお願い申し上げます。

平成27年7月

理事長 稲村久仁雄

## 東京厚生信用組合の概要

「中小企業等協同組合法」に基づく中小企業者や勤労者の協同組合組織による相互扶助を目的とした金融機関です。

特に当組合は、業域信用組合として、医療・福祉・環境衛生の事業を営む企業及び個人事業主の皆様への良質な金融サービスの提供を使命としており、診療所や調剤薬局の開業・運営資金のお貸出、老人福祉施設や障害者施設等各種福祉施設の開設・運営資金のお貸出、個人のお客様の資金需要に対する各種ローンなどのサービスの提供を行い、信用組合としての社会的責任を果たすことにより、業域及び地域の発展に寄与しております。

名 称	東京厚生信用組合	代 表 者	理事長 稲村 久仁雄
設 立	昭和28年8月8日	組 合 員 数	8,349名
出 資 金	5,197百万円	常勤役員数	63名
本 部 所 在 地	東京都新宿区西新宿 6-2-18	電 話 番 号	03-3342-2415 (代)
ホームページ	<a href="http://www.tokyokosei.co.jp">http://www.tokyokosei.co.jp</a>	店 舗 数	4店舗

## 店舗のご案内

営業時間(窓口) | 月曜日～金曜日 9:00～16:00

休 業 日 | 土、日、祝祭日及び銀行法に定める休日

本店

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-2-18

Tel 03-3342-2411

浅草支店

〒111-0043 東京都台東区駒形1-1-12

Tel 03-3843-8411

小平支店

〒187-0041 東京都小平市美園町1-31-1

Tel 042-343-0321

青梅支店

〒198-0036 東京都青梅市河辺町10-8-3

Tel 0428-24-2111

●ATM（現金自動預払機）は全店舗に設置してあります。

●お取引ができる方

1. 都内一円、神奈川県（川崎・横浜市）及び埼玉県（朝霞・入間・所沢・戸田・新座・飯能市）において中小規模（法令に基づく）の福祉・医療・環境衛生及びこれに関連する事業を営む事業者、その事業者の役員及び従業員の方
2. 千代田区、中央区、新宿区、台東区、渋谷区、中野区、小平市、東久留米市、東村山市、西東京市、青梅市、羽村市内で中小規模の事業（業種は問いません）を営む事業者、事業者の役員及び従業員の方
3. 千代田区、中央区、新宿区、台東区、渋谷区、中野区、小平市、東久留米市、東村山市、西東京市、青梅市、羽村市内に住所・居所を有する個人の方

# 役員・組織図

## 役員

<b>理事長</b>	
稲村 久仁雄	
<b>常務理事</b>	
中山 功	
<b>常勤理事</b>	
高原 伸二	
<b>常勤理事</b>	
高田 肇	
<b>理事（非常勤）</b> （※1）	
大江 忠	弁護士 大江・田中法律事務所
苅安 達男	元厚生省保険局国民健康保険指導管理官 現(福)元気村理事 現日本障害者フライングディスク連盟理事長
長橋 茂	元厚生省老人保健福祉局指導調査室長
村井 仁昭	元厚生省保健医療局整備課長 元社会福祉・医療事業団(現福祉医療機構)理事 現(財)社会環境研究センター専務理事
野村 寛	元東京都福祉保健局高齢社会対策部長 元東京都社会福祉協議会事務局長 現(福)福栄会理事長
本田 恒太	現東都運業株式会社代表取締役

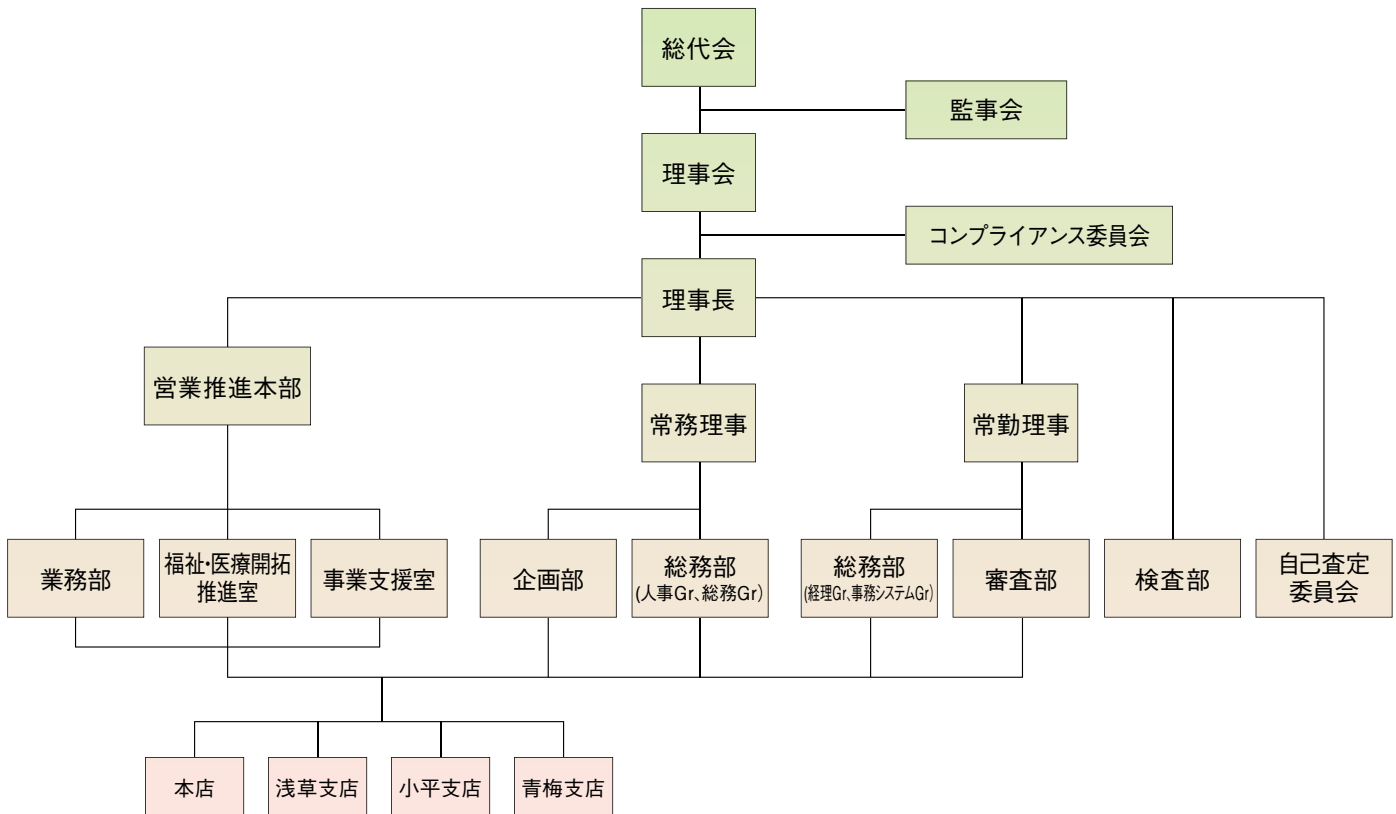
<b>常勤監事</b>	
平山 圭樹	
<b>監事（非常勤）</b> （※2）	
吉川 裕一	税理士 吉川税務会計事務所

（※1）当組合は、職員出身者以外の理事の経営参画によりガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。  
 （※2）非常勤監事は、「協同組合による金融事業に関する法律第5条の3」に規定する、員外監事であります。  
 （平成 27 年 6 月末現在）

## 会計監査人の名称

九段監査法人

## 組織図



# 当組合の沿革

## 当組合の沿革

昭和28年 8月

設立、台東区に本店を定める。

昭和39年10月

新宿支店開設。

昭和42年 6月

店舗所在地区として台東区、新宿区の営業認可を受ける。

昭和43年10月

小平支店開設。

小平・東村山市公金取扱、同市制度融資代理業務指定金融機関の認可を受け、取扱事務開始。

昭和46年 2月

組合員資格として環境衛生業を追加。

昭和50年 4月

青梅支店開設。

青梅市公金取扱、同市制度融資代理業務指定金融機関の認可を受け、取扱事務開始。

昭和52年 6月

地域信用組合の営業範囲の一部として、千代田区・中央区・渋谷区・中野区・小平市・田無市・東久留米市・東村山市・青梅市・羽村市の営業認可を受ける。

昭和55年 8月

新宿区西新宿に新本店ビルを建設。

本店を浅草より移転するとともに、新宿支店を合併し、営業開始。

旧本店を浅草支店として営業開始。

昭和57年 5月

全店オンラインシステム稼働開始。

平成 元年 3月

現金自動預払機(ATM)全店稼働。

平成 3年 2月

第5次ネット・キャッシュサービス取扱開始。

平成 5年 8月

信用組合共同センターに加盟。

平成12年 3月

デビットカード取扱開始。

平成12年10月

東京都国民健康保険団体連合会により振込金融機関の指定を受ける。

平成13年 6月

田無市と保谷市の合併に伴う西東京市の営業認可を受ける。

平成17年 6月

独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉事業施設の整備事業に対する貸付に係る覚書締結。

平成20年 8月

神奈川県川崎市・横浜市、埼玉県所沢市・朝霞市・入間市・飯能市・戸田市・新座市の2県8市の業域営業認可を受ける。

平成24年 3月

優先出資を発行。

平成26年 3月

優先出資を発行。

平成26年 6月

経営革新等支援機関の認定取得。

# 地域貢献活動

## 地域貢献活動の状況について

### 1. 貢献に対する組合の経営姿勢

- ▶ 当組合は業域信用組合として、医療・福祉・環境衛生の事業を営む企業及び個人事業主の皆様への良質な金融サービスの提供を使命としており、診療所や調剤薬局の開業・運営資金のお貸出、老人福祉施設の開設・運営に係る資金のお貸出を行い、信用組合としての責任を果たすことにより、業域・地域の発展に寄与しております。
- ▶ 当組合は業域・地域と一体であることが相互の発展をもたらすものであるとの認識から、地元町内会や商店会の主催する行事への参加、ボランティア活動への参加を通じて、相互理解を深め信頼関係を構築するよう努めております。

### 2. 預金を通じた地域貢献

- ▶ 当組合がお客様からお預りしているご預金は、医療・福祉・環境衛生に関連した事業を営む皆様の設備資金や運転資金としてお貸出しております。  
また、個人のお客様には住宅ローン等のお貸出を通じて、生活環境の向上、地域発展のために使われております。

### 3. 融資を通じた地域貢献

- ▶ 当組合は、以下の商品を取扱い、業域・地域の皆様の資金需要に貢献しております。  
(平成26年4月～平成27年3月)

貸出商品	件数	金額
医師向け融資	11	83,550
歯科医師向け融資	30	176,210
福祉関連融資	57	1,453,062
オリックス保証付融資	12	119,700
保証協会保証付融資	25	130,490
精神障害者就労支援融資	11	71,030
不動産融資	115	4,996,717
その他事業者向け融資	149	1,787,273
住宅ローン	15	371,500
消費者ローン	47	80,970
その他個人向け融資	10	36,200
合計	482	9,306,702

### 4. 地域密着型金融に関する事項

- ▶ 業域信用組合として社会福祉や環境衛生など、地域・生活に密着した活動を行い、NPO法人（介護福祉関連）の設立、創業支援やグループホーム、障害者事業所等を支援し、地域貢献を図っております。
- ▶ 過度に不動産担保や個人保証に依存しない融資手法の1つとして、医療機関や特別養護老人ホーム、居宅介護サービス事業者等が毎月受領する診療報酬、調剤報酬及び介護報酬等を債権譲渡担保として当該取引先の資金需要に対応しています。  
また、当組合独自商品「債権譲渡担保融資」は介護給付金等の債権譲渡担保融資の取組みとして優れた特色あるものと認められ平成21年2月27日関東財務局より顕彰を受けました。

### 5. 地域へのサービスの充実度

- ▶ ATM サービス
  - ・店舗設置の他、金融機関相互提携により銀行、信用金庫、信用組合、JAバンク、ゆうちょ銀行、セブン銀行のATMでもお取り扱いができます。
- ▶ 情報提供活動
  - ・営業店において、税金や法律などの専門的な相談には税理士、弁護士等専門家のご紹介を行っております。
- ▶ 苦情相談窓口の設置
  - ・皆様の貴重なご意見を広くお聞かせ願ひ、組合の経営に生かせるための体制整備として、店頭ロビーに「ご意見箱」を設置し、組合ホームページにも「苦情・ご意見」の書き込み欄を設けています。
- ▶ AED（自動体外式除細動器）の設置
  - ・心臓が停止した際に電気ショックを与えて救命措置を行うAED（自動体外式除細動器）を全店に設置いたしました。

### 6. 文化的・社会的貢献

- ▶ 社会的貢献
  - ・当組合役職員がホームヘルパー2級（現在：介護職員初任者研修）の認定を受け（平成27年6月末時点、34名）、老人福祉施設のデイサービスセンターでの介助の手伝い、敬老会等事業での車椅子介助のお手伝い等に役立てております。
  - ・認知症を正しく理解するため、多数の職員が「認知症サポーター」の認定を受けております。
  - ・地域の社会福祉協議会が主催する心身障害者の運動会やチャリティー・バザー等に参加し、行事運営のお手伝い、車椅子介助等を行っております。
  - ・各地域の皆様とのコミュニケーションを深めるため地元行事に積極的に参加しております。

# コンプライアンス体制とリスク管理体制

## コンプライアンス（法令等遵守）体制

### ○ コンプライアンス（法令等遵守）への取組み

金融機関の社会的責任や企業倫理のあり方が厳しく問われている現在、当組合は、その社会的責任と公共的使命を十分理解し、各種法令や組合内の各種規程等社会的規範を忠実にかつ誠意を持って遵守することにより、業域・地域社会から信頼される金融機関をめざしております。

そのため当組合では、コンプライアンス委員会を設け、コンプライアンスを総合的な経営運営の立場から検討、計画、評価することとしております。また、企業倫理規程、行動規程等を定め、これらを含め遵守すべき法令・組合内規程等を「コンプライアンス・マニュアル」として取りまとめ、役職員の手引書として配布、遵守の徹底を図っております。

#### ▶ 法令等遵守に係る基本方針

- (1) 金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、お客様及び社会からの信頼・信用を確保する。
- (2) 法令、諸規則、諸規程の遵守(以下「コンプライアンス」という。)を通じて、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行してコンプライアンスの実践を図る。
- (3) その事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図る。
- (4) 従業員の人格、個性を尊重するとともに、安全かつ快適な環境を確保する。
- (5) 社会の構成員であること及び業域並びに地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを認識し、「良き企業市民」として、自主的かつ積極的に社会貢献活動及び環境問題に取り組む。
- (6) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。

## リスク管理体制

金融の自由化、国際化や技術革新の進展などにより、金融業務はますます多様化、高度化する一方で内在するリスクも増大しております。金融機関は、自らがさらされているリスクの種類、量や特性を正確に把握し、自己責任において対応を図り、適正な収益を確保しなければなりません。

当組合は、こうした認識から各事業部門が内在するリスクを総体的に捉え、その総体的なリスクを当組合の経営体力と比較・対照することにより、業務の健全性を確保することとしております。

#### ▶ 信用リスク管理

信用供与先の財務状況の悪化により、貸出金の回収や利息の徴求が困難となり、損失を被るリスクのことであります。当組合では、貸出資産の健全性を維持するため、営業推進部門と審査部門を分離し、厳格な審査体制のもと、案件審査・与信管理を行っております。

高額な融資に当たっては、常勤役員で構成する融資審議会で慎重に審査するほか、審査部門では、内部規程に基づき定期的に業況の推移を確認し、担保評価の見直しを図っております。

また、資産管理のために厳格な自己査定を実施し、不良資産に対しては適正な償却・引当を行い、その結果については外部の監査法人の確認も受けております。

#### ▶ 市場リスク管理

預金・貸出金の金利、有価証券の価格・外国為替の相場の変動することによる時価への影響を分析し、リスクを適切にコントロールしながら、金融資産の健全性の確保に努めております。

#### ▶ 流動性リスク管理

資金の運用、調達所要額を常に把握し、資金繰りを重要リスクとして位置づけ、効率的な資金運用を行っております。

#### ▶ オペレーショナル・リスク管理（事務リスク、情報セキュリティリスク、システムリスク等）

正確・迅速かつ効率的な事務処理を行うための認識を高め、事務水準の向上、業務運営の適正化を図っております。

また、検査部による内部監査及び検査を継続的に実施し、不正や過誤の防止に努めております。

#### ▶ 法務リスク管理

法令等の誤った理解・制定改廃の認識や苦情トラブル等への適確な対応です。当組合は、法務リスクの的確な把握と適正な管理に努めております。

#### ▶ レピュテーションリスク管理（風評リスク）

風評リスクを管理する部門は、風評発生時における各業務部門及び営業店等の対応方法を定めております。

# 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

## 1. 中小企業の経営支援に関する取組方針

日本の経済動向は、景気回復基調が続いているものの、中小企業におきましては依然として厳しい環境が続いており、中小企業金融円滑化法の終了以降も経営改善・事業再生支援を求める企業が減少していない状況が続いております。

このような状況下、当組合におきましては、中小企業の皆様の経営改善等の支援は非常に重要な課題と考えており、お客様の資金需要に迅速に対応し、信用供与の維持・拡大を図るとともに、さらなるコンサルティング機能の発揮に努めその責務を果たしていきたいと考えております。

## 2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備

当組合は、お客様の経営改善・事業再生支援等の取組みを強化するため、平成26年6月16日付で「経営革新等支援機関」の認定を受けました。

また、本業務に対する取組態勢の整備・強化を図る観点から、平成26年3月に本部内に「事業支援室」を設置いたしました。同室では、営業店と連携しながら、支援先の経営課題の分析・把握、経営改善の取組みのための方策の企画・立案、経営改善計画の策定支援などについて、必要に応じ外部の専門家等の協力を得て取り組んでおります。

## 3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

外部専門家を講師とする研修の実施、外部機関が開催する研修会等への参加などにより、コンサルティング能力の向上を図るとともに、外部との連携を強化して具体的な案件の取組みに努めております。

創業又は新事業開拓、事業承継等のニーズに対しては、開業資金等の供与、外部機関が実施するセミナー情報等の紹介、創業支援等に係る各種制度融資の紹介等、様々な支援を実施してまいります。

経営に関する相談及び早期の事業再生に関する相談に対しては積極的に対応し、当組合のノウハウを結集して解決のための方策を提案できるよう努めております。

## 4. 地域の活性化に関する取組状況

当組合は業域信用組合として医療・福祉・環境衛生の事業に対する良質な金融サービスの提供に努めるとともに、店舗所在地の地域の中小規模の事業者や個人のお客様に対しても地域密着型の金融に積極的に取り組み、地域の活性化に努めております。



# 苦情処理措置及び紛争解決措置について

当組合は、お客様からのお申し出について、以下のとおり金融ADR制度（金融分野における裁判外の紛争解決制度）も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図りながら、当組合に対するお客様の信頼の向上に努めております。

<b>苦情処理措置</b>	<p>ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。</p> <p><b>【窓口：東京厚生信用組合 業務部】 0120-294-805</b></p> <p>受付日 月曜日～金曜日（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）</p> <p>受付時間 午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情等対応手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス <a href="http://www.tokyokosei.co.jp">http://www.tokyokosei.co.jp</a></p>
<b>紛争解決措置</b>	<p>東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>上記にて紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記「東京厚生信用組合業務部」または、しんくみ相談所にお申し出ください。</p> <p>また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。</p> <p>仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。</p> <p>① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。 ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。</p> <p>具体的内容は、仲裁センター等にご照会ください。</p> <p><b>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</b></p> <p>受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>電話：03-3567-2456</p>

# 平成26年度 業績と経営内容

## 平成26年度の事業概況

### ● 金融経済環境

平成26年度における我が国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動が長期化したものの、政府及び日本銀行の経済・金融政策を背景に企業収益が改善し、設備投資の増加や雇用情勢の好転が確認されるなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、金融情勢につきましては、日本銀行の金融緩和策継続により大幅な資金余剰が続く中で、長期金利が想定以上に低下したこと等から、貸出金利競争を中心とした金融機関の競合が一層激化しており、信用組合の経営環境は引き続き厳しい状況が続いております。

### ● 業績

このような状況下、当組合では、平成26年3月末に金融機能強化法に基づく資本支援を受けましたが、その際策定した「経営強化計画」に基づき、中小規模事業者等に対する貸出業務の推進や経営改善支援業務の強化に取り組んでまいりました。しかしながら、厳しい経営環境の中で、平成27年3月末の貸出残高は、対前年度比▲2,132百万円の28,847百万円、預金残高は対前年度比▲3,285百万円の50,757百万円となり、業容の面では経営強化計画で想定した水準を確保することができませんでした。

これに対し、収益面においては、経常収益は貸出金利息が減少したものの、不良債権の処理により貸倒引当金の戻入益及び債権売却益を計上できたこと等から、対前年度比ほぼ横ばいの1,090百万円を確保することができました。一方経常費用は、預金利息の減少及び経費の削減を図ることができたことに加え、前年度において予防的な貸倒引当金処理等を行っていることから、対前年度との比較では▲1,198百万円と大幅に減少し、819百万円となりました。この結果、経常利益は、対前年度比1,197百万円増加の271百万円、当期純利益も対前年度比1,217百万円増加の271百万円となり、5年ぶりの黒字決算となりました。これにより、経営強化計画で想定した配当可能収益を確保することができましたので、今年度は、出資配当を実施いたしました。

### ● 事業の展望及び課題

平成27年度は、現在の「経営強化計画」の最終年度であり、同計画に掲げた諸施策に役職員一丸となって取り組むことにより、さらなる経営体質の強化を図ってまいります。特に、営業推進体制の強化による貸出金業務の増強と中小規模事業者等に対する経営改善支援業務の拡大を最重要課題として取り組むとともに、審査体制の厳格化や取引先管理の徹底等による信用リスク管理の強化、業務の効率化や予算管理の徹底等による経営効率化を推進し、収益力の強化を図ることにより、業域・地域のお客様及び組合員の皆様の期待に沿えるよう努力していく所存です。

## 第 6 2 期貸借対照表 (平成 27 年 3 月 31 日現在)

(単位: 千円)

項 目	平成25年度	平成26年度	項 目	平成25年度	平成26年度
現 金	1,179,887	744,805	預 金 積 金	54,043,033	50,757,628
預 け 金	31,371,235	24,543,966	当 座 預 金	312,996	282,309
(うち全信組連預け金)	(30,003,434)	(22,793,632)	普 通 預 金	14,551,038	14,010,556
有 価 証 券	708,740	5,714,174	通 知 預 金	9,490	7,971
国 債	—	5,005,434	定 期 預 金	35,456,904	33,109,938
地 方 債	—	—	定 期 積 金	3,529,450	3,168,362
社 債	—	—	そ の 他 の 預 金	183,152	178,491
株 式	8,740	8,740	そ の 他 負 債	396,949	293,360
投 資 信 託	—	—	未 決 済 為 替 借	9,060	8,279
外 国 証 券	700,000	700,000	未 払 費 用	197,642	154,546
貸 出 金	30,979,061	28,847,509	給 付 補 填 備 金	22,171	9,882
割 引 手 形	6,154	14,381	未 払 法 人 税 等	4,200	3,121
手 形 貸 付	1,641,477	1,437,504	前 受 収 益	22,651	19,253
証 書 貸 付	29,204,199	27,304,557	未 払 諸 税	4,575	5,937
当 座 貸 越	127,229	91,066	未 払 配 当 金	7,969	6,815
そ の 他 資 産	309,244	325,013	払 戻 未 済 金	121,950	81,795
未 決 済 為 替 貸	2,713	2,000	職 員 預 り 金	—	—
全 信 組 連 出 資 金	130,000	130,000	リ ー ス 債 務	6,707	3,726
そ の 他 出 資 金	10	10	そ の 他 の 負 債	20	1
前 払 費 用	4,200	4,320	賞 与 引 当 金	5,513	13,139
未 収 収 益	72,607	98,709	退 職 給 付 引 当 金	113,758	123,742
そ の 他 の 資 産	99,712	89,974	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	—	—
有 形 固 定 資 産	1,306,355	1,303,390	そ の 他 引 当 金	2,150	2,900
建 物	214,953	195,721	繰 延 税 金 負 債	—	—
土 地	1,074,532	1,068,073	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	22,148	22,188
リ ー ス 資 産	6,707	3,726	債 務 保 証	3,410	2,728
建 設 仮 勘 定	—	—	負 債 の 部 合 計	54,586,964	51,215,686
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	10,162	35,867	( 純 資 産 の 部 )		
無 形 固 定 資 産	—	—	出 資 金	5,277,732	5,197,304
ソ フ ト ウ ェ ア	—	—	普 通 出 資 金	777,732	697,304
の れ ん	—	—	優 先 出 資 金	4,500,000	4,500,000
リ ー ス 資 産	—	—	資 本 剰 余 金	2,500,000	357,310
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	—	—	資 本 準 備 金	2,500,000	357,310
繰 延 税 金 資 産	—	—	利 益 剰 余 金	△ 2,142,689	271,793
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	—	—	利 益 準 備 金	—	—
債 務 保 証 見 返	3,410	2,728	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 2,142,689	271,793
貸 倒 引 当 金	△ 5,578,604	△ 4,382,208	特 別 積 立 金	—	—
(うち個別貸倒引当金)	(△5,090,488)	(△3,905,599)	(経営強化積立金)	—	—
			当 期 未 処 分 剰 余 金	△ 2,142,689	271,793
			組 合 員 勘 定 合 計	5,635,042	5,826,408
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	—	—
			土 地 再 評 価 差 額 金	57,323	57,283
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	57,323	57,283
			純 資 産 の 部 合 計	5,692,365	5,883,691
資 産 の 部 合 計	60,279,330	57,099,378	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	60,279,330	57,099,378

## 貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、株式および投資信託以外は、事業年度末の市場価格等に基づく時価法、株式および投資信託については、期末月1ヵ月における営業日の市場価格の平均に基づいて算定された価格、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。  
再評価を行った年月日 平成10年3月31日  
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 593百万円  
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 672百万円  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法に基づいて、合理的な調整を算出。  
※ 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △284百万円
- 有形固定資産の減価償却（リース資産を除く）は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 10年～47年  
その他 3年～15年
- 所有権移転外ファイナンスリース取引に係る有形固定資産中のリース資産は、残存期間を零としてリース期間を耐用年数とした定額法によっております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。  
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。  
破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。  
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、会計基準額変更時差異（184百万円）については、15年による按分額、中小企業退職金共済機構の退職金共済契約への移行により増額した退職給付債務（55百万円）は職員平均残存勤務期間21年による按分額を費用処理しております。  
また、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。  
当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。  
制度全体の積立状況に関する事項（平成26年3月31日現在）  
年金資産の額…………… 336,481百万円  
年金財政計算上の給付債務の額…………… 323,166百万円  
差引額…………… 13,315百万円  
制度全体に占める当組合の掛金拠出の割合  
（平成25年4月～平成26年3月分） 0.286%
- 睡眠預金払戻引当金は負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 1百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額……………975百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は119百万円、延滞債権額は6,468百万円あります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由から生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権はありません。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,204百万円あります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は7,791百万円あります。  
なお、14.から17.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は、14百万円あります。
- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。  
担保提供している資産 預け金 1,001百万円
- 出資1口当たりの純資産額は674円65銭です。
- 金融商品の状況に関する事項  
(1)金融商品に対する取組方針  
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。  
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（SKC-ALMシステム活用）をしております。  
(2)金融商品の内容及びそのリスク  
当組合が保有する金融資産は、主として当組合の定款業種先および事業地区内のお客様に対する貸出金です。  
また、有価証券は、主に債券、株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。  
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。  
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。  
(3)金融商品に係るリスク管理体制  
①信用リスクの管理  
当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。  
これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による債権会議や融資審議会を開催し、審議・報告を行っております。  
②市場リスクの管理  
(i)為替リスクの管理  
当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。  
(ii)価格変動リスクの管理  
有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。  
このうち総務部経理グループでは、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じ、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は企画部を通じ、常勤理事会において定期的に報告されております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、流動性リスク管理規程の下、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

22. 金融商品の時価等に関する事項

平成 27 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりであります。

なお、時価を把握することが困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金	24,543	24,625	82
(2)有価証券	5,714	5,792	78
満期保有目的の債券	5,705	5,783	78
(3)貸出金	28,847		
貸倒引当金	△ 4,382		
	24,465	25,930	1,465
金融資産計	54,722	56,347	1,625
(1)預金積金	50,757	50,815	58
金融負債計	50,757	50,815	58

金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2)有価証券

株式及び投資信託は、期末月（3月）営業日の平均残高の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については 2. に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6ヵ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP等）で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1)預金積金

要求性預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利（LIBOR）で割り引いた価額を時価とみなしております。

23. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには「国債」、「地方債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。以下 26. まで同様であります。

(1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2)満期保有目的の債券

[時価が貸借対照表計上額を超えるもの]

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	5,005 百万円	5,070 百万円	64 百万円
外国債券	600 百万円	619 百万円	19 百万円
小 計	5,605 百万円	5,689 百万円	83 百万円

[時価が貸借対照表計上額を超えないもの]

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
外国債券	100 百万円	94 百万円	5 百万円
小 計	100 百万円	94 百万円	5 百万円
合 計	5,705 百万円	5,783 百万円	78 百万円

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) その他有価証券

[貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの]

……………該当はありません……………

[貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの]

……………該当はありません……………

24. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

25. 当期中に売却したその他有価証券はありません。

26. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
債 券			5,005 百万円	700 百万円
国 債			5,005 百万円	
地方債				
社 債				
外国債券				700 百万円
そ の 他				
合 計			5,005 百万円	700 百万円

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

繰越欠損金	577 百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,031 百万円
減価償却限度超過額	36 百万円
退職給付引当金	34 百万円
その他有税分	18 百万円
繰延税金資産小計	1,699 百万円
評価性引当額	△ 1,699 百万円
繰延税金資産合計	－百万円

繰延税金負債

再評価に係る繰延税金負債	22 百万円
繰延税金負債合計	22 百万円
繰延税金負債の純額	22 百万円

## 第62期損益計算書

(単位：千円)

科目	平成25年度	平成26年度
経常収益	1,091,522	1,090,488
資金運用収益	931,989	884,797
貸出金利息	825,253	763,103
預け金利息	64,729	80,294
有価証券利息配当金	36,805	36,196
その他の受入利息	5,200	5,201
役務取引等収益	32,219	33,924
受入為替手数料	22,968	21,861
その他の役務収益	9,251	12,062
その他業務収益	88,736	26,133
国債等債券売却益	63,914	-
国債等債券償還益	502	-
その他の業務収益	24,319	26,133
その他経常収益	38,576	145,633
貸倒引当金戻入益	-	79,547
償却債権取立益	1,372	1,504
債権売却益	-	62,270
株式等売却益	24,593	-
その他の経常収益	12,251	2,312
経常費用	2,017,628	819,297
資金調達費用	165,609	85,474
預金利息	154,113	78,314
給付補填備金繰入額	11,492	7,159
借用金利息	3	-
役務取引等費用	22,587	23,132
支払為替手数料	6,447	6,733
その他の役務費用	16,139	16,398

科目	平成25年度	平成26年度
その他業務費用	142,840	55
国債等債券売却損	141,341	-
その他の業務費用	1,499	55
経費	728,490	686,169
人件費	490,504	457,526
物件費	225,144	216,195
税金	12,841	12,447
その他経常費用	958,100	24,466
貸倒引当金繰入額	939,785	-
貸出金償却	-	-
その他資産償却	-	-
その他の経常費用	18,315	24,466
経常利益	△ 926,106	271,190
特別利益	-	2,500
固定資産処分益	-	2,500
特別損失	14,718	761
固定資産処分損	2,247	761
減損損失	12,471	-
税引前当期純利益	△ 940,824	272,929
法人税、住民税及び事業税	4,767	1,135
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	4,767	1,135
当期純利益	△ 945,592	271,793
繰越金(当期首残高)	△ 1,197,097	-
当期末処理損失金	△ 2,142,689	271,793

### ■損益計算書の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 119.72円

## 剰余金処分（損失処理）計算書

(単位：千円)

科目	平成25年度	科目	平成26年度
当期末処理損失金	△ 2,142,689	当期末処理剰余金	271,793
損失金処理額	-	剰余金処分量	117,390
資本準備金取崩額	2,142,689	利益準備金	28,000
利益準備金取崩額	-	出資に対する配当	89,390
経営強化積立金取崩額	-		
次期繰越金	-	次期繰越金	154,402

## 粗利益

(単位：千円)

科 目	平成25年度	平成26年度
資 金 運 用 収 益	931,989	884,797
資 金 調 達 費 用	165,609	85,474
資 金 運 用 収 支	766,379	799,323
役 務 取 引 等 収 益	32,219	33,924
役 務 取 引 等 費 用	22,587	23,132
役 務 取 引 等 収 支	9,632	10,792
そ の 他 業 務 収 益	88,736	26,133
そ の 他 業 務 費 用	142,840	55
そ の 他 業 務 収 支	△ 54,103	26,077
業 務 粗 利 益	721,908	836,193
業 務 粗 利 益 率	1.20%	1.37%

【注】

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

## 受取利息及び支払利息の増減

(単位：百万円)

区 分	平成25年度	平成26年度
受 取 利 息 の 増 減	△ 153	△ 47
支 払 利 息 の 増 減	△ 54	△ 80

## 資金運用勘定 調達勘定の平均残高等

科 目	年 度	平均残高	利 息	利回り
		百 万 円	千 円	%
資 金 運 用 勘 定	平成25年度	59,952	931,989	1.55
	平成26年度	61,007	884,797	1.45
う ち 貸 出 金	平成25年度	31,438	825,253	2.62
	平成26年度	29,531	763,103	2.58
う ち 預 け 金	平成25年度	23,483	64,729	0.27
	平成26年度	28,245	80,294	0.28
う ち 有 価 証 券	平成25年度	4,900	36,805	0.75
	平成26年度	3,100	36,196	1.16
資 金 調 達 勘 定	平成25年度	55,004	165,609	0.30
	平成26年度	52,094	85,474	0.16
う ち 預 金 積 金	平成25年度	55,003	165,606	0.30
	平成26年度	52,094	85,474	0.16
う ち 譲 渡 性 預 金	平成25年度	—	—	—
	平成26年度	—	—	—
う ち 借 用 金	平成25年度	0	3	0.31
	平成26年度	—	—	—

【注】

資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(25年度 10百万円、26年度 15百万円)を控除して表示しております。

## 総資産利益率

(単位：%)

区 分	平成25年度	平成26年度
総資産経常利益率	△ 1.53	0.47
総資産当期純利益率	△ 1.56	0.47

【注】

$$\text{総資産経常(当期)利益率} = \frac{\text{経常(当期)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)}} \times 100$$

## 総資金利ざや等

(単位：%)

区 分	平成25年度	平成26年度
資金運用利回	1.55	1.45
資金調達原価率	1.62	1.48
総資金利ざや	△ 0.07	△ 0.03

## 主要な経営指標の推移

(単位：百万円、%、口、人)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常収益	1,468	1,288	1,176	1,091	1,090
経常利益	△ 539	△ 3,921	△ 139	△ 926	271
当期純利益	△ 534	△ 4,120	△ 80	△ 945	271
預金積金残高	60,913	60,598	57,219	54,043	50,757
貸出金残高	39,339	33,640	32,259	30,979	28,847
有価証券残高	5,309	3,927	9,103	708	5,714
総資産額	63,605	63,299	59,624	60,279	57,099
純資産額	1,964	1,774	1,656	5,692	5,883
自己資本比率(単体)	6.02	6.46	6.48	19.95	20.99
出資総額	1,130	2,991	2,899	5,277	5,197
出資総口数	2,260,642	2,382,461	2,198,111	2,205,464	2,044,609
出資に対する配当金	11	—	—	—	89
職員数	80	75	70	62	58

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

## 預貸率及び預証率

(単位：%)

区 分	平成25年度		平成26年度	
	期中平残	期 末	期中平残	期 末
預 貸 率	57.15%	57.32%	56.68%	56.83%
預 証 率	8.90%	1.31%	5.95%	11.25%



貸出金償却額

(単位：百万円)

項目	平成25年度	平成26年度
貸出金償却額	—	—

預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種目	平成25年度		平成26年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	14,430	26.2	14,716	28.2
定期性預金	40,573	73.8	37,378	71.8
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合計	55,003	100.0	52,094	100.0

定期預金種別別残高

(単位：百万円)

区分	平成25年度	平成26年度
固定金利	35,456	33,109
変動金利	—	—
その他	—	—
合計	35,456	33,109

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区分	平成25年度		平成26年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	35,069	64.9	32,966	64.9
法人	18,973	35.1	17,791	35.1
( 一般法人 )	( 18,791 )	( 34.8 )	( 17,606 )	( 34.7 )
( 金融機関 )	( 3 )	( 0.0 )	( 2 )	( 0.0 )
( 公金 )	( 179 )	( 0.3 )	( 181 )	( 0.4 )
合計	54,043	100.0	50,757	100.0

貸出金種別別平均残高

(単位：百万円、%)

科目	平成25年度		平成26年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	13	0.0	11	0.0
手形貸付	1,402	4.5	1,362	4.6
証書貸付	29,896	95.1	28,054	95.0
当座貸越	125	0.4	103	0.3
合計	31,438	100.0	29,531	100.0

## 貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

区 分		平成25年度	平成26年度
固 定 金 利 貸 出		16,724	13,655
変 動 金 利 貸 出		14,255	15,192
合 計		30,979	28,847

## 有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	平成25年度	—	—	—	—	—	—
	平成26年度	—	—	5,005	—	—	5,005
地 方 債	平成25年度	—	—	—	—	—	—
	平成26年度	—	—	—	—	—	—
株 式	平成25年度	—	—	—	—	8	8
	平成26年度	—	—	—	—	8	8
そ の 他 証 券	平成25年度	—	—	—	700	—	700
	平成26年度	—	—	—	700	—	700
合 計	平成25年度	—	—	—	700	8	708
	平成26年度	—	—	5,005	700	8	5,714

## 有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成25年度		平成26年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	2,994	61.1	2,391	77.1
地 方 債	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—
株 式	9	0.2	8	0.3
そ の 他 証 券	1,896	38.7	700	22.6
合 計	4,900	100.0	3,100	100.0

## 貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

科 目		平成25年度		平成26年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金		15,477	49.9	14,530	50.4
設 備 資 金		15,501	50.1	14,316	49.6
合 計		30,979	100.0	28,847	100.0

## 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

担保の種類別	平成25年度		平成26年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	1,446	4.7	1,525	5.3
有価証券	2	0.0	2	0.0
動産	—	—	—	—
不動産	24,279	78.4	22,554	78.2
その他	27	0.0	38	0.1
小計	25,754	83.1	24,119	83.6
信用保証協会・信用保険	1,096	3.5	1,114	3.9
保証	753	2.4	867	3.0
信用	3,376	11.0	2,747	9.5
合計	30,979	100.0	28,847	100.0

## 貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業種別	平成25年度		平成26年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	613	2.0	135	0.5
農業、林業	1	0.0	1	0.0
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	931	3.0	730	2.5
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—
情報通信業	844	2.7	433	1.5
運輸業、郵便業	333	1.1	434	1.5
卸売業、小売業	641	2.1	640	2.2
金融業、保険業	184	0.6	131	0.5
不動産業	10,330	33.3	10,204	35.4
物品賃貸業	—	—	—	—
学術研究、専門・サービス業	—	—	—	—
宿泊業	352	1.1	239	0.8
飲食業	658	2.1	605	2.1
生活関連サービス業、娯楽業	280	0.9	283	1.0
教育、学習支援業	123	0.4	173	0.6
医療、福祉	3,269	10.6	3,223	11.2
その他のサービス	2,782	9.0	2,518	8.7
その他の産業	1,358	4.4	1,389	4.8
小計	22,705	73.3	21,145	73.3
地方公共団体	—	—	—	—
雇用・能力開発機構等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	8,273	26.7	7,701	26.7
合計	30,979	100.0	28,847	100.0

(注) 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

# 自己資本の充実の状況

## バーゼルⅡ第3の柱に係るディスクロージャー項目

### 1. 自己資本の構成に関する事項

項 目	(単位：百万円、%)			
	平成25年度	経過措置による 不算入額	平成26年度	経過措置による 不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額	5,635		5,737	
うち、出資金及び資本剰余金の額	5,635		5,554	
うち、利益剰余金の額	—		271	
うち、外部流出予定額(△)	—		89	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	356		344	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	356		344	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	35		32	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,027		6,113	
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	—	—	—
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	—	—	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	—	—	—
<b>自己資本</b>				
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	6,027		6,113	
<b>リスク・アセット等 (3)</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	28,540		27,527	
資産(オン・バランス項目)	28,536		27,524	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△70		△70	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	—		—	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△150		△150	
うち、上記以外に該当するものの額	79		79	
オフ・バランス等取引項目	3		2	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—		—	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,661		1,597	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセットの額の合計額 (ニ)	30,202		29,124	
<b>自己資本比率</b>				
自己資本比率(ハ)／(ニ)	19.95%		20.99%	

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

## 2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
イ. 信用リスク (標準的手法が適用されるポートフォリオごとエクスポージャー)	28,540	1,141	27,527	1,101
(1) ソブリン向け	—	—	—	—
(2) 金融機関向け	6,414	256	5,048	202
(3) 法人等向け	9,586	383	10,734	429
(4) 中小企業等・個人向け	697	27	655	26
(5) 抵当権付住宅ローン	1,384	55	836	33
(6) 不動産取得等事業向け	8,065	322	7,882	315
(7) 3ヵ月以上延滞等	609	24	574	23
(8) 上記以外	1,782	71	1,798	72
ロ. オペレーショナル・リスク	1,661	66	1,597	64
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	30,202	1,208	29,124	1,165

(注)1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産及びオフ・バランス取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、地方公共団体、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内でソブリン扱いになっているもの)のことです。

4. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. オペレーショナル・リスクは、基礎的手法を採用しています。

(オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法)

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間の正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

## 3. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等のほか、適格旧資本調達手段として自己資本への算入が認められている非累積的永久優先出資により構成されております。

調達手段の種類	調達手段の概要
普通出資	①発行主体 東京厚生信用組合 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 697百万円
非累積的永久優先出資	①発行主体 東京厚生信用組合 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 ア. 2,000百万円(平成24年3月発行分) イ. 2,857百万円(平成26年3月発行分)(注) ③配当率 ア. 5年物円金利スワップレート+0.7%(5年毎に見直し) イ. 12ヵ月円Tibor+0.51%(毎年見直し)

(注)2,857百万円のうち2,500百万円は優先出資、357百万円は資本準備金として計上しております。

#### 4. 信用リスクに関する事項

##### ▶ リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当組合が資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことを言います。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、収益性、成長性、流動性、公共性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理方針」とそれに基づく各種規則を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価は、小口多数取引推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析を行っております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、融資審議会及び債権会議で協議、検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会など経営陣への報告を行う態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「資産の自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関して、破綻懸念先は未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出し、実質破綻先及び破綻先は未保全額の全額を計上しております。なお、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

#### (1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(業種別・残存期間別)

(単位：百万円)

業種区分 期間区分	信用エクスポージャー期末残高											
	エクスポージャー区分		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引		3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度		
国内	65,157	60,781	31,038	28,897	—	5,005	—	—	3,569	1,918		
国外	700	700	—	—	700	700	—	—	—	—		
地域別合計	65,857	61,481	31,038	28,897	700	5,705	—	—	3,569	1,918		
製造業	614	136	614	136	—	—	—	—	123	—		
農業、林業	1	1	1	1	—	—	—	—	0	—		
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
建設業	931	730	931	730	—	—	—	—	76	—		
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
情報通信業	845	433	845	433	—	—	—	—	327	—		
運輸業、郵便業	335	434	335	434	—	—	—	—	68	—		
卸売業、小売業	642	641	642	641	—	—	—	—	3	109		
金融業、保険業	32,385	25,513	184	131	700	700	—	—	—	—		
不動産業	10,334	10,210	10,334	10,210	—	—	—	—	1,733	833		
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
学術研究、専門・技術サービス業	25	—	25	—	—	—	—	—	—	—		
宿泊業	352	239	352	239	—	—	—	—	27	27		
飲食業	657	606	657	606	—	—	—	—	353	342		
生活関連サービス業、娯楽業	549	283	549	283	—	—	—	—	46	44		
教育、学習支援業	123	173	123	173	—	—	—	—	122	120		
医療、福祉	5,301	3,226	5,301	3,226	—	—	—	—	27	19		
その他のサービス	1,820	3,908	1,820	3,908	—	—	—	—	195	12		
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
国・地方公共団体等	—	5,005	—	—	—	5,005	—	—	—	—		
個人	8,318	7,741	8,318	7,741	—	—	—	—	465	410		
その他	2,609	2,196	—	—	—	—	—	—	—	—		
業種別合計	65,857	61,481	31,038	28,897	700	5,705	—	—	3,569	1,918		
1年以下	25,270	24,705	14,807	16,662	—	—	—	—	—	—		
1年超3年以下	11,331	15,404	4,831	4,504	—	—	—	—	—	—		
3年超5年以下	7,069	5,577	3,569	2,377	—	—	—	—	—	—		
5年超7年以下	1,290	1,124	1,290	1,124	—	—	—	—	—	—		
7年超10年以下	1,493	6,725	1,493	1,220	—	5,005	—	—	—	—		
10年超	3,906	3,288	2,406	1,787	700	700	—	—	—	—		
期間の定めのないもの	14,058	3,201	2,634	1,217	—	—	—	—	—	—		
その他	1,460	1,449	3	2	—	—	—	—	—	—		
残存期間別合計	65,857	61,481	31,038	28,897	700	5,705	—	—	3,569	1,918		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びオフ・バランス取引」には、貸出金、貸出金の未取利息、与信に対する仮払金、債務保証見返、当座貸越等のコミットメントの与信相当額を含んでおります。
2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーが含まれております。
4. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## (2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高	
	25年度	26年度	25年度	26年度	目的使用		その他		25年度	26年度
					25年度	26年度	25年度	26年度		
一般貸倒引当金	439	488	488	476	—	—	439	488	488	476
個別貸倒引当金	4,543	5,090	1,168	574	344	1,116	277	642	5,090	3,905

## (3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高		貸出金償却	
	25年度	26年度	25年度	26年度	目的使用		その他		25年度	26年度	25年度	26年度
					25年度	26年度	25年度	26年度				
製造業	92	100	8	1	—	99	0	1	100	1	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	59	60	1	—	—	60	—	0	60	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	13	—	—	—	—	—	13	—	—	—	—	—
情報通信業	935	779	19	49	119	315	55	119	779	395	—	—
運輸業、郵便業	42	64	21	—	—	37	—	26	64	—	—	—
卸売業、小売業	6	60	60	19	6	3	0	3	60	73	—	—
金融業、保険業	19	30	30	—	3	—	16	30	30	—	—	—
不動産業	1,954	2,278	505	197	53	379	128	300	2,278	1,795	—	—
物品賃貸業	10	3	—	—	—	3	10	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	161	26	—	—	133	—	1	0	26	26	—	—
飲食業	270	283	65	42	10	—	41	55	283	270	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	8	5	—	—	3	3	—	—	5	2	—	—
教育、学習支援業	—	0	0	36	—	—	—	0	0	36	—	—
医療、福祉	178	474	310	179	1	—	10	50	478	603	—	—
その他のサービス	360	361	9	3	6	180	2	10	361	173	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	428	559	145	43	7	33	6	43	559	526	—	—
合計	4,543	5,090	1,168	574	344	1,116	277	642	5,090	3,905	—	—

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## (4) リスク・ウエイト区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウエイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	格付あり		格付なし	
	25年度	26年度	25年度	26年度
0%	—	—	1,179	5,750
10%	—	—	790	629
20%	—	—	32,073	25,246
35%	—	—	3,978	2,405
50%	—	—	—	—
75%	—	—	1,228	1,070
100%	—	—	20,586	21,778
150%	—	—	747	516
250%	—	—	100	100
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	—	—	60,684	57,495

(注) 1.「格付あり」とは、自己資本比率算定上、適格格付機関が付与している格付を適用しているエクスポージャーです。

2. エクスポージャーとは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウエイトに区分しております。

## 5. 信用リスク削減手法に関する事項

### ▶ リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当組合では、融資の取り上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断しており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。与信の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約をいただく等適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、預金積金・有価証券・動産等、保証には、人的保証及び信用保証協会保証等がありますが、その手続きについては、組合が定める「営業店事務取扱細則」及び「担保財産の評価基準」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価・管理を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲内において、預金相殺等をする場合がありますが、上述の「営業店事務取扱細則」や各種約定書に基づき、適切な取扱いに努めております。

なお、バーゼルⅡで定められている信用リスク削減手法には、貸出金と自組合預金積金の相殺等が認められておりますが、当組合は適用していません。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		保証		クレジット・デリバティブ	
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	クレジット・デリバティブ	クレジット・デリバティブ	クレジット・デリバティブ
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	4,571	3,882				

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

## 6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当組合は該当ありません。

## 7. 証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は該当ありません。

## 8. オペレーショナル・リスクに関する事項

### ▶ (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動、コンピュータシステムの不適切、又は外生的事象により損失を被るリスク及び金融機関が自らがオペレーショナル・リスクと定義したリスクです。

当組合は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、情報セキュリティリスク、システムリスク、法務リスク、人事労務リスク、風評リスク、事業継続リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理態勢や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクに定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

また、これらのリスクに関しましては、協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等において報告する態勢を整備しております。

### ▶ (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、基礎的手法を採用しております。



## 9. 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関する事項

## ▶ リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合の出資等エクスポージャーには、上場株式、非上場株式、全国信用協同組合連合会への出資金等が該当しますが、その取扱に当たっては「資金運用規程」に基づき適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は定期的に常勤理事会へ報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理につきましては、内部規程及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき適正に処理しております。

## (1) 出資等エクスポージャー貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	138	138	138	138
合 計	138	138	138	138

(注) 1. 上場株式等とは、取引所、店頭市場、外国有価市場で売買される株式です。

2. 非上場株式等には、全信組連出資金、(株)商工中金及び信組情報サービス(株)が含まれます。

## (2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
売 却 益	24	—
売 却 損	—	—
償 却	—	—

## (3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
評 価 損 益	—	—

(注) 1. 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

2. 子会社株式及び関連会社株式については、該当ありません。

## 10. 金利リスクに関する事項

## ▶ (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、資産と負債が市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当組合では資産と負債の金利差による収益が収益計上の柱であることから、定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品導入による影響など、定期的に管理を行い、常勤理事会で協議・検討するとともに、必要に応じて理事会へ報告するなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

## ▶ (2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手段の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいております。

## ・ 計測手法

「金利ラダー方式」を採用しております。

## ・ コア預金

対象：流動性預金全般(当座、普通等)

算定方法：①過去5年の最低残高 ②過去5年の最大年間流出量を現在高から差引いた残高

③現在高の50%相当額

以上の3つのうち最小の額を上限

満期：5年以内(平均2.5年)

## ・ 金利感応資産・負債

預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

## ・ 金利ショック幅

99パーセンタイル値

## ・ リスク計測の頻度

毎月

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	164	217

# リスク管理債権について

## リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円)

	区 分	リスク管理債権(A)	担保・保証等(B)	貸倒引当金(C)	保全率(%) (B+C)/A
平成26年度	破綻先債権	119	1	118	100%
	延滞債権	6,468	2,547	3,784	97%
	3ヵ月以上延滞債権	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	1,204	776	145	76%
	合 計	7,791	3,324	4,047	94%
平成25年度	破綻先債権	744	34	709	100%
	延滞債権	7,621	3,180	4,374	99%
	3ヵ月以上延滞債権	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	735	473	88	76%
	合 計	9,101	3,688	5,172	97%

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金(上記1及び2を除く)です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1～3を除く)です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「保全率(B+C)/A」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、すべてが損失となるものではありません。

## 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円)

	区 分	開示債権(A)	担保・保証等(B)	貸倒引当金(C)	保全率(%) (B+C)/A
平成26年度	金融再生法上の不良債権	7,796	3,324	4,047	94%
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,061	717	2,343	100%
	危険債権	3,530	1,830	1,559	96%
	要管理債権	1,205	775	145	76%
	正 常 債 権	21,100	—	—	—
	合 計	28,897	—	—	—
平成25年度	金融再生法上の不良債権	9,112	3,696	5,172	97%
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,721	1,039	3,680	100%
	危険債権	3,655	2,183	1,404	98%
	要管理債権	735	474	88	76%
	正 常 債 権	21,924	—	—	—
	合 計	31,038	—	—	—

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は決算後(償却後)の計数です。

# 総代会について

## 総代会

### 1. 総代会の仕組み(役割)

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人ひとりの意見を尊重し、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織の金融機関です。組合員の意見は、出資口数に関係なく、一人1票の議決権及び選挙権があり、総会を通じて信用組合の経営に反映されることになります。しかし、当組合の組合員は、8,300名余りを数え、総会の開催が困難なことから、法令及び定款に基づき、総会に代わる総代会制度を採用しています。この総代会は、当組合の最高意思決定機関として、決算、事業活動等の報告が行われるとともに、事業計画の承認、定款の変更、理事・監事の選任など当組合の重要な事項の審議・決議が行われます。

### 2. 総代の任期・定数及び選出方法

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見・要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

#### (1) 総代の任期・定数

・ 総代の任期は3年です。

・ 総代の定数は100人以上120人以内で、組合員数に応じて選挙区ごとに定められており、平成27年6月30日現在の総代数は107人となっています。

#### (2) 選出方法

総代は、定款及び総代選挙規程の定めるところにより、選挙区ごとに選挙区に所属する組合員のうちから公平に選挙を行い選出されます。

### 3. 選挙区および総代名簿

各選挙区及び選挙区の総代数は次のとおりです。

また、総代名簿については、各営業店に備え置いております。

第1区(25人)	千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、北区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区の13区
第2区(30人)	新宿区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区の10区
第3区(52人)	第1区及び第2区の地域を除く東京都下の市と、神奈川県川崎市及び横浜市並びに埼玉県朝霞市、入間市、所沢市、戸田市、新座市及び飯能市の1都2県の14市

### 4. 総代会の議事内容

第62期通常総代会が、平成27年6月24日に開催され、総代107名のうち、出席85名(うち、委任状出席46名)のもと、次の事項が付議され、それぞれ原案通り承認可決されました。

#### (1) 報告事項

第1号 第62期 事業報告、貸借対照表、損益計算書

#### (2) 決議事項

第1号 第62期 剰余金処分案の件

第2号 第63期(平成27年度) 事業計画(案)及び収支予算(案)の件

第3号 役員報酬の件

第4号 総代選挙規程一部改正の件

第5号 定款一部変更の件

第6号 組合員の除名承認の件



## 報酬体系について

### 1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。

対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」で構成されています。

#### (1) 報酬体系の概要

##### [基本報酬]

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

[退職慰労金](平成24年6月廃止)

#### (2) 役員に対する報酬

(単位: 百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	27	29
監事	10	11
合計	37	40

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事13名、監事3名です。(退任役員を含む。)

注3. 使用人兼務理事2名の使用人分の給与(賞与含む)は、13百万円です。

#### (3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を与えるものとして金融庁長官が定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

### 2. 対象職員等

当組合における給与体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上給与を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成26年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、平成26年度に対象役員に支払った報酬額等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「職員給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の給与体系のような自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけられた給与となっていないため、職員が過度なリスクを引起こすような給与体系はありません。


財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について

私は当組合の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第62期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処理計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成27年6月24日

東京厚生信用組合

理事長

稲村久仁雄 

法定監査の状況

当組合は、特定信用組合であることから貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項の規定により、会計監査人である九段監査法人の監査を受けております。

**独立監査人の監査報告書**

平成27年5月25日

東京厚生信用組合  
理事会 御中

九 段 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 綱 英 道   
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 越 智 教 生   
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に基づき、東京厚生信用組合の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分表及び借入金並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任  
経営者の責任は、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則第27条において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は虚偽による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任  
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査においては、計算書類及びその附属明細書の全額及び開示について監査証拠を入手するための手段が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は虚偽による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見  
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の経費及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係  
組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

**監 査 報 告 書**

私たちが監事は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第62期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき下記のとおり報告いたします。




1. 監査の方法及びその内容  
各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に依り、理事、検査部門、その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の進展の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、本部・本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第27条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果  
(1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果  
一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に依り、信用組合の状況を正しく示しているものと認めます。  
二 理事の職務の遂行に関する不正行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。  
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人九段監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月29日

東京厚生信用組合

首席監事 平山圭樹   
監 事 吉川裕一   
監 事 石橋秀樹 

※ 監事吉川裕一、石橋秀樹は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の3第1項に定める員外監事であります。

# 業務のご案内

## 預金業務のご案内

種類	お預入れ額	特色
普通預金	1円以上(1円単位)	いつでも出し入れが出来る、お財布代わりの預金です。
無利息型普通預金	1円以上(1円単位)	預金保険により全額保護される決済用の普通預金です。この預金には、お利息がつきません。
総合口座 (個人の方のみ)	普通預金は、1円以上 定期預金は、1,000円以上	1冊の通帳に普通預金と定期預金がセットされ、いざという時に、定期預金を担保として、定期預金残高の90%、最高300万円まで当座貸越契約で自動融資が受けられる口座です。
定期積金	1,000円以上	契約時に積立期間を決め、月々一定額を掛金として積立て、まとまった金額を作るのに適した積金です。口座からの自動振替もできますが、原則毎月集金に伺います。預入期間1年～5年(年刻み)
スーパー定期	1,000円以上	預入期間1ヵ月～5年、お預入時の利率は満期日まで変わりません。
スーパー定期300	300万円以上1,000万円未満	スーパー定期と同利率が適用されます。
大口定期預金	1,000万円以上	預入期間1ヵ月～5年でまとまった資金の運用に最適です。
期日指定定期預金	1円以上(個人の方のみ)	1年複利のお得な預金です。お預入れ後1年経過すると1ヵ月前のご連絡でいつでも払出しができます(預入期間1～3年)。
当座預金	1円以上(1円単位)	手形や小切手を振り出すことによって支払いができます。決済用預金として預金保険により全額保護されます。
納税準備預金	1円以上	租税(国税・地方税)を納付する資金を準備するための預金で、預金利息には課税されません。
通知預金	一口 5,000円以上	預入後7日間の据置期間内は、払戻しができません。預入の期間に制限はありませんが、払戻しには、預金者から2日以上前に払戻す旨の予告(通知)が必要です。
一般財産形成預金		勤労者が事業主を通じ、給与から天引きで資金を計画的に積立てる預金です。
スーパー定期*さままくん*	1,000円以上1,000万円未満 (個人の方のみ)	半年複利で、預入6ヵ月後いつでも引き出し自由な5年もの定期預金です。

### 預金商品の留意事項

金融情勢により預金金利が予告なく変更されることや、預入期間途中のご解約は、約定金利が変更される場合があります。ご利用にあたりましては、当組合の窓口や営業担当者に、これらの商品に関するご質問を何なりとお申し出ください。

## 融資業務のご案内

### ○ 個人ローンのご案内

種類	お使用用途など
奨学ローン	高校、大学、各種専門学校の入学金、授業料等にご利用ください。
教育カードローン(チャンスⅡ)	大学、短大、各種専門学校の入学金、授業料等にご利用ください。
カーライフローン	マイカーの購入、修理、車検費用等にご利用ください。
フリーローン(チョイス)	お使いみち自由です。(ただし事業性資金は除きます)
厚信住宅ローン	住宅の購入、買い替え等お住まいにかかる資金にご利用ください。
リフォームローン	お住まいの増改築・リフォーム等の資金にご利用ください。
しんくみビジネスローン	運転資金・設備資金にご利用ください。
カードローン(アラカルト)	お使いみち自由です。
厚信カードローン	お使いみち自由です。

### 商品ご利用に当たっての留意事項

各種ローンについては、それぞれの内容により、ご融資金額やご返済の期間・方法が異なりますので、当組合の本支店窓口または営業担当者にお尋ねください。

### ○ 事業者向け融資のご案内

種類	お使用用途など
一般のご融資	手形割引…一般商業手形の割引としてお使いください。
	手形貸付…運転資金などの短期の資金としてお使いください。
	証書貸付…設備資金等長期のご融資です。
制度融資	東京都、各市区町村などの各種あっせん融資をお取扱しています。
代理業務	次の機関の代理業務をお取扱しています。お気軽にご相談ください。 全国信用協同組合連合会、(株)商工中金、(株)日本政策金融公庫、東京都中小企業制度融資、 (独)中小企業基盤整備機構、(独)勤労者退職金共済機構、(独)住宅金融支援機構-住宅融資保険制度
その他提携業務等	(独)福祉医療機構提携融資

### 商品ご利用に当たっての留意事項

ご融資の内容により、ご融資する金額やご返済期間、担保・保証人の有無などの条件が異なりますので、当組合の本支店窓口または営業担当者にご相談ください。

### ○ 業域事業者向け融資のご案内

種類	お使用用途など
医師・歯科医師向け融資	医師・歯科医師及び医療法人等を対象としております。運転資金・設備資金・教育資金にご利用ください。
東京環境保全協会 会員向け融資	東京環境保全協会会員を対象としております。清掃車購入にご利用ください
サービス付高齢者 向け住宅融資	サービス付高齢者向け住宅運営事業者等を対象としております。建物整備、補助金までのつなぎ資金等にご利用ください。
認知症高齢者グループ ホーム事業者向け融資	認知症高齢者グループホーム運営事業者等を対象としております。建物整備、補助金までのつなぎ資金等にご利用ください。
精神障害者グループ ホーム業者向け融資	精神障害者グループホーム運営事業者等を対象としております。建物整備、補助金までのつなぎ資金等にご利用ください。
障害者就労支援 事業所向け融資	障害者就労支援事業所運営事業者等を対象としております。運転資金・設備資金にご利用ください。

### 商品ご利用に当たっての留意事項

ご融資の内容により、ご融資する金額やご返済期間、担保・保証人の有無などの条件が異なりますので、当組合の本支店窓口または営業担当者にご相談ください。

## サービス業務のご案内

種類	サービスの内容
内 国 為 替	全国の金融機関をくまなくネットワーク、お客様に代わって、ご送金のお取扱をいたします。 手形・小切手などの代金の取立もできます。
外 国 為 替	外国への送金をお取扱いいたします。(ご送金のできない国もあります。)
年金・配当金の自動受取り 給 与 振 込	一度の手続きで、あとは毎回自動的にお客様の口座に振込まれます。 給与やボーナスがお勤め先から直接お客様の口座に振込まれますので、必要などきにお引出しができます。
公共料金・保険料等自動支払い	電話・電気・ガス・水道・NHK等の公共料金や保険料の支払いをお客様に代わって預金口座から自動的にお振替いたします。
キャッシュサービス(MICS加盟)	キャッシュカードで全国の提携金融機関・ゆうちょ銀行・コンビニエンスストア(一部を除く)のCD・ATMでお引き出し及び残高照会がご利用できます。
デビットカードサービス	J-Debit(ジェイデビット)のマークのあるお店で、端末にお手持ちのキャッシュカードを通し暗証番号を入力するだけで、お買物やお食事などのご利用金額がお客様の口座からお支払いできます。
集 金 業 務	定期積金や売上金の集金業務もお手伝いしております。
貸金庫(本店・小平・青梅支店)	大切な財産や貴重品、重要書類などを安全に保管いたします。
夜間金庫(小平支店)	営業終了後に、専用バッグに入れた売上代金等を夜間金庫に投入していただきますと、翌営業日にお客様のご指定口座にご入金するサービスです。

## 主な手数料一覧表

平成 27 年 4 月 1 日現在

				ATM	窓 口
振 込	他行宛	電信扱	5万円以上	648円	864円
			5万円未満	432円	648円
	当 組 合 本・支店扱	給 与 振 込	5万円以上	324円	432円
			5万円未満	108円	216円
取 立	他行宛	至急扱	1通につき		1,080円
		普通扱	1通につき		972円
	振 込 組 戻 し 料	不 渡 り 手 形 返 却 手 数 料	1通につき		864円
			1通につき		972円
取 立 手 形 組 戻 し 料	取 立 手 形 店 頭 提 示 料	1通につき		972円	
		1通につき		972円	
手形・小切手交付手数料			当座約束手形帳	1冊	864円
			当座小切手帳	1冊	648円
			当座為替手形帳	1冊	1,512円
			専用当座(マル専)手形用紙	1枚につき	540円
専用口座開設手数料		割賦販売通知書1通につき			3,240円
各種発行手数料	発 行	自己宛小切手発行手数料		1件	540円
		各種証明書発行手数料		1件	432円
		通帳・証書再発行手数料		1件	1,080円
	再発行	キャッシュカード再発行手数料			540円
		ローンカード再発行手数料			1,080円
		当座預金照会票再発行手数料			540円
その他手数料	株式払込手数料			所定額	
	夜間金庫利用手数料		年間	12,960円	
	貸金庫利用手数料		年間	12,960円	
	両替手数料		51枚以上	324円	
		50枚以下(注1)		無 料	
ATM利用手数料(本・支店)	平 日	9:00~18:00			無 料
融資関係手数料	期限前返済 手 数 料 (注2)	借入後3年以内の場合		返済元金×1.50%+消費税・地方消費税	
		借入後3年超5年未満の場合		返済元金×1.00%+消費税・地方消費税	
		借入後5年以上の場合		返済元金×0.50%+消費税・地方消費税	
		個人ローン(消費性)(注3)		一律3,000円+消費税・地方消費税	
	返済方法の変更		1件		5,400円
	不動産担保 取扱手数料	新規設定		1件	
極度額増額・追加担保・担保差替		1件		10,800円	
(根) 抵当権抹消手数料		1件		10,800円	

(上記手数料には消費税を含んでおります。)

(注1) 1日1回のみ無料。2回目より324円の手数料がかかります。

(注2) 一部返済・全額返済共に適用となります。期限前返済の最低金額は、完済の場合を除き1件当たり50万円です。

(注3) 住宅ローンを除く提携会社保証の個人ローンが対象です。

尚、詳しくは営業担当者及び窓口担当者までお問い合わせください。

## ディスクロージャー開示項目一覧

### 単体ベースのディスクロージャー項目

ごあいさつ・当組合の概要 ..... 1

#### 【概況・組織】

事業の組織 ..... 2  
 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名) ..... 2  
 店舗一覧(事務所の名称・所在地) ..... 1  
 自動機器設置状況 ..... 1  
 地区一覧 ..... 1

#### 【主要事業内容】

主要な事業の内容(業務のご案内) ..... 27  
 信用組合の代理業者 ..... 該当なし

#### 【業務に関する事項】

事業の概況 ..... 8  
 経常収益 ..... 14  
 経常利益 ..... 14  
 当期純利益 ..... 14  
 預金積金残高 ..... 14  
 貸出金残高 ..... 14  
 有価証券残高 ..... 14  
 総資産額 ..... 14  
 純資産額 ..... 14  
 自己資本比率(単体) ..... 14  
 出資総額、出資総口数 ..... 14  
 出資に対する配当金 ..... 14  
 職員数 ..... 14

#### 【主要業務に関する指標】

業務粗利益及び業務粗利益率 ..... 13  
 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支 ..... 13  
 資金運用勘定・調達勘定の平均残高・利回り ..... 13  
 総資金利ざや等 ..... 14  
 受取利息、支払利息の増減 ..... 13  
 総資産経常利益率 ..... 14  
 総資産当期純利益率 ..... 14

#### 【預金に関する指標】

預金種目別平均残高 ..... 15  
 預金者別預金残高 ..... 15  
 定期預金種類別残高 ..... 15

#### 【貸出金等に関する指標】

貸出金種類別平均残高 ..... 15  
 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 ..... 17  
 貸出金金利区分別残高 ..... 16  
 貸出金使途別残高 ..... 16

貸出金業種別残高・構成比 ..... 17  
 預貸率(期末・期中平均) ..... 14

#### 【有価証券に関する指標】

商品有価証券の種類別平均残高 ..... 該当なし  
 有価証券種類別残存期間別残高 ..... 16  
 有価証券種類別平均残高 ..... 16  
 預証率(期末・期中平均) ..... 14

#### 【経営管理態勢に関する事項】

法令等遵守体制 ..... 5  
 リスク管理体制 ..... 5  
 苦情処理措置及び紛争解決措置について ..... 7

#### 【財産の状況】

貸借対照表、損益計算書、剰余金処分(損失処理)計算書 ..... 9~12  
 リスク管理債権及び同債権に対する保全額 ..... 24  
 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 ..... 24  
 自己資本充実状況 ..... 18~23  
 有価証券、金銭の信託等の評価 ..... 該当なし  
 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) ..... 21  
 貸出金の償却額 ..... 15  
 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について ..... 26  
 法定監査の状況 ..... 26

#### 【その他】

継続企業の前提の重要な疑義 ..... 該当なし  
 総代会について ..... 25  
 報酬体系について ..... 25

#### 【地域貢献に関する事項】

地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等) ..... 4  
 地域密着型金融の取組み状況 ..... 4  
 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況 ..... 6

#### 【任意の開示項目】

経営理念  
 当組合の沿革 ..... 3  
 手数料一覧 ..... 28



企画部

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-2-18  
Tel 03-3342-2415(代)  
Fax 03-3342-4163

URL <http://www.tokyokosei.co.jp>  
メールアドレス:koshin@mxj.mesh.ne.jp